公認審判員資格認定基準

愛媛県資格審査委員会

1. 技術指導員	全国審判技術研修会の課程を修了した者
2. 県審判指導員	四国ブロック講習会を2回以上受講し、技術指導員と同等の技術と指導力を持つと認め、各支部長が委嘱した支部指導員（推薦状要）
3. 支部審判指導員	一級審判員で、人間的及び技術的に優れており、支部の指導員に適していると各支部長が推薦し委嘱した者
4. 一級審判員	二級審判員で、審判経験5年以上、又は県講習会と同等以上の講習会を3回以上受講した者で、人間的及び技術的に優れていると各支部長が推薦し、所定の試験に合格した者
5. 二級審判員	審判経験1年以上又は、支部講習会を1回以上受講し、人間的及び技術的に優れていると認め、各支部長が推薦し、所定の試験に合格した者
6. 復　　活	公認審判員の登録を抹消された者が再度登録する場合は、各支部長が推薦し、県講習会を受講した者（資格は登録抹消前と同様とする。）

公認審判員資格認定合格基準

上記受験資格者で、学科又は実技試験を受験し、下記以上得点すれば合格認定とする。

＊県・支部審判指導員　　目標シート記入　・　指導実技の総合
＊一級・二級審判員　　学科　70点以上・実技70点以上　総合平均70点以上
※一級・二級審判員ともに規定点数に満たない場合は各支部にて追試を実施
＊検定試験は、原則として年1回全級統一して実施する。